

ご存じですか？

国民年金保険料免除・ 若年者納付猶予制度



国民年金マスコットマーク
「そなえちゃん」

国民年金は、二十歳から加入して六十歳までの四十年間、保険料の納付が必要です。

しかし、経済的な理由などで、保険料の納付が困難な場合には、本人の申請で、国民年金保険料の納付が免除される制度と、三十歳未満の方には、納付が猶予される制度があります。

保険料免除制度には、全額免除と半額免除があり、承認を受けるためには、被保険者本人・被保険者の配偶者・世帯主のいずれもが、前年所得などの定められた基準に該当する必要があります。

三十歳未満の若年者を対象とする若年者納付猶予制度は、本人と配偶者の所得が基準に該当すれば、保険料の納付が猶予されます。

全額免除制度

●保険料が全額免除されます。
●免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は、全額を納付した場合の三分の一の計算になります。

半額免除制度

●保険料の半額が免除され、半額を納めます。
●半額免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は、全額を納付した場合の三分の二の計算になります。
※半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は、未納期間となります。

若年者納付猶予制度

●保険料の納付が猶予されます。
●若年者納付猶予を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額には反映されません。

申請の手続き

●該当期間の保険料については、十年間のうちに保険料を納付することができます。
※二年以上経過後は、保険料に一定の加算が掛かります。
ご希望の方は、市民課国民年金係で申請をしてください。
※すでに承認を受けている方であっても、継続を希望される場合は、毎年申請が必要です。継続の申請は、七月一日（金）から受け付け

ます。

■持ち物

▼年金手帳
▼印鑑（本人が署名する場合は不要）
▼失業などが理由の場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど

▼前年の所得状況を明らかにすることが出来る書類（平成

十七年度の市県民税が、土岐市で課税されている方は必要ありません）

承認期間

七月から翌年六月まで

詳しくは、多治見社会保険事務所（☎②0255）、または市民課国民年金係（内線137・138）へごひそ。

定例暮雪庵茶会のお知らせ



由緒ある茶室「暮雪庵」で、優雅なひとときを過ごしませんか。

■開催日

七月～十一月の第二土・日曜

日（▽七月九日・十日 ▽八月十三日・十四日 ▽九月十日・十一日 ▽十月八日・九日 ▽十一月十二日・十三日）

■受付時間

午前十時～午後三時三十分

■場所

織部の里公園

■本席

一服五百円

※数に限りがあります。

詳しくは、文化振興課（内線553）へごひそ。